

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する 命令等の一部を改正する命令の概要

I 改正対象

以下の 3 本の命令の一部を改正する。

- ① 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）
- ② 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 2 号）
- ③ 農林中央金庫法施行規則（平成 13 年内閣府・農林水産省令第 16 号）

II 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正

信用事業にかかる利用者等の利益の保護のための体制整備

- (1) 信用事業に係る利用者等の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲
信用事業に係る利用者等の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲として、農業協同組合及び農業協同組合連合会が行うことができる業務を規定する(第 23 条)。
- (2) 信用事業に係る利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置
信用事業に係る利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、利用者等の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備、利用者等の保護を適正に確保するための体制の整備並びに、これらの措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定め、併せて、これらの体制の下で実施した取引の特定・利用者等の保護を適正に確保するための措置に係る記録を保存しなければならないこととする（第 24 条）。

III 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正

信用事業にかかる利用者等の利益の保護のための体制整備

- (1) 信用事業に係る利用者等の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲
信用事業に係る利用者等の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲として、水産業協同組合が行うことができる業務を規定する（第 25 の 2 条）。
- (2) 信用事業に係る利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置
信用事業に係る利用者等の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、利用者等の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備、利用者等の保護を適正に確保するための体制の整備並びに、

これらの措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定め、併せて、これらの体制の下で実施した取引の特定・利用者等の保護を適正に確保するための措置に係る記録を保存しなければならないこととする（第 25 の 3 条）。

IV 農林中央金庫法施行規則の一部改正

顧客の利益の保護のための体制整備

(1) 顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲

顧客の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲として、農林中央金庫が行うことができる業務を規定する（第 84 条）。

(2) 顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置

顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備並びに、これらの措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定め、併せて、これらの体制の下で実施した取引の特定・顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録を保存しなければならないこととする（第 85 条）。